

新 旧 対 照 表

(注) ____を付した部分は改正関係部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第30条 ((山林所得の概算経費控除)) 関係</p> <p>(「被災事業用資産の損失の金額」についての留意事項)</p> <p>30 - 3</p> <p>(1)</p> <p>イ</p> <p>(注) (昭和45年7月1日付直審(所)30「所得税基本通達の制定について(法令解釈通達)」(以下「所得税基本通達」という。)45 - 3)。</p> <p>ロ</p> <p>(注)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>措置法第30条の2 ((山林所得に係る森林計画特別控除)) 関係</p> <p>(森林計画特別控除の対象となる山林所得)</p> <p>30の2 - 1 措置法第30条の2第1項に規定する森林計画特別控除の対象となる山林所得は、森林法の規定による市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林施業計画(森林法第11条第1項又は第18条第1項に規定する森林施業計画及び同法第18条の2第1項又は第18条の4第1項に規定する特定森林施業計画(森林法施行令第3条の3の2第3号に掲げる特定森林施業の実施に関する特定森林施業計画を除く。))並びに同法</p>	<p>措置法第30条 ((山林所得の概算経費控除)) 関係</p> <p>(「被災事業用資産の損失の金額」についての留意事項)</p> <p>30 - 3</p> <p>(1)</p> <p>イ</p> <p>(注) (昭和45年7月1日付直審(所)30「所得税基本通達の制定について」<u>通達</u>(以下「所得税基本通達」という。)45 - 3)。</p> <p>ロ</p> <p>(注)</p> <p>(2)</p> <p>(注)</p> <p>措置法第30条の2 ((山林所得に係る森林計画特別控除)) 関係</p> <p>(森林計画特別控除の対象となる山林所得)</p> <p>30の2 - 1 措置法第30条の2第1項に規定する森林計画特別控除の対象となる山林所得は、森林法の規定による都道府県知事又は農林水産大臣の認定を受けた森林施業計画(森林法第11条第1項又は第18条第1項に規定する森林施業計画及び同法第18条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第11条第1項に規定する一般森林施業計画並びに同法第18条の2第1項に規定する特定森林施業計画をいう。以下この項において「認定森</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第18条の3第1項又は第18条の4第3項に規定する一般森林施業計画をいう。以下この項において「認定森林施業計画」という。)に基づいて伐採又は譲渡した山林に係る山林所得に限られるから、当該森林施業計画を有する者が山林を伐採又は譲渡した場合であっても、次に掲げる山林に係る山林所得については、森林計画特別控除の特例は適用されないことに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 認定森林施業計画につき森林法第16条(認定の取消し)(同第18条第2項の規定により適用される場合又は同法第18条の3第3項、第18条の4第5項若しくは第18条の4第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)、同法第18条の3第4項(同法第18条の4第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項(森林施業計画の変更の特例)の規定による認定の取消しがあった場合の当該森林施業計画の対象とされていた山林</p> <p>(注) 認定森林施業計画につき森林法第16条、同法第18条の3第4項又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項の規定による認定の取消しがあった場合</p> <p>(森林施業計画の種類)</p> <p>30の2-2 措置法第30条の2第1項に規定する「同法第11条第1項又は第18条第1項に規定する森林施業計画」には、森林法第18条の2第1項又は第18条の4第1項に規定する特定森林施業計画(森林法施行令第3条の3の2第3号に掲げる特定森林施業(特定広葉樹育成施業)の実施に関する特定森林施業計画を除く。)及び同法第18条の3第1項又は第18条の4第3項に規定する一般森林施業計画が含まれる。</p>	<p>林施業計画」という。)に基づいて伐採又は譲渡した山林に係る山林所得に限られるから、当該森林施業計画を有する者が山林を伐採又は譲渡した場合であっても、次に掲げる山林に係る山林所得については、森林計画特別控除の特例は適用されないことに留意する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) 認定森林施業計画につき森林法第16条(認定の取消し)(同第18条第2項の規定により適用される場合又は同法第18条の3第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。)又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項(森林施業計画の変更の特例)の規定による認定の取消しがあった場合の当該森林施業計画の対象とされていた山林</p> <p>(注) 認定森林施業計画につき森林法第16条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第10条第3項の規定による認定の取消しがあった場合</p> <p>(森林施業計画の種類)</p> <p>30の2-2 措置法第30条の2第1項に規定する「同法第11条第1項又は第18条第1項に規定する森林施業計画」には、森林法第18条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第11条第1項に規定する一般森林施業計画及び同法第18条の2第1項に規定する特定森林施業計画が含まれる。</p>